

国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 堺泉北港港湾振興連絡協議会(以下「協議会」という。)は、堺泉北港の利用を促進し、荷主企業が負担するコンテナ貨物輸送に係る経費に対し、予算の範囲内において国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 陸上輸送から海上輸送への転換

コンテナ貨物の国際海上輸送にあたって、堺泉北港に寄港する内航フィーダー航路を利用する海上輸送事業(以下「海上モーダルシフト」という。)

(2) 利用港を国内他港から堺泉北港に変更、既存外航航路の利用への転換

国際海上輸送に供するコンテナ貨物の陸上輸送において、堺泉北港に寄港する外航コンテナ航路を利用することによって陸上輸送距離を短縮しようとする事業(以下「陸上輸送距離短縮」という。)

2 第1項に定める補助対象事業は、次の各号の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 輸送を開始した日(以下、「事業開始日」という)から1年以上継続して行うこと。

(2) 堺泉北港で直接、船舶(内航フィーダー航路に就航する「はしけ」も含む)へのコンテナ貨物の揚げまたは積みを行うこと。

(3) 海上モーダルシフトは輸出入コンテナ貨物、陸上輸送距離短縮は輸出コンテナ貨物とする

(補助対象事業者及び対象貨物)

第3条 補助対象事業者は、法人たる荷主企業であって、他者から依頼を受けてコンテナ貨物を輸送することを業とする者は除く。

2 対象貨物は、法人たる荷主企業の生産又は物流拠点と利用港との間で輸送される国際海上輸送に供するコンテナ貨物で前条第2項(3)に規定する貨物とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は次の各号に定めるところにより協議会が算定した額とする。なお、補助金額については、コンテナのサイズ(20フィート、40フィート)にかかわらず輸送合計本数に下記(1)又は(2)に記す補助額(単価)を乗じた金額とする。

(1) 海上モーダルシフト

1 コンテナあたり 3,000円(ただし、その額が50万円を超えるときは50万円)

(2) 陸上輸送距離短縮

1 コンテナあたり 3,000円(ただし、その額が50万円を超えるときは50万円)

(補助対象期間)

第5条 毎年4月1日以降で、事業開始日から翌年2月28日までとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、協議会の定める期日までに、次の各号に定める書類を協議会に提出しなければならない。

- (1) 国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(以下「事業計画書」という。海上モーダルシフトにあつては第2号様式、陸上輸送距離短縮にあつては第3号様式)
- (3) その他協議会が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第7条 協議会は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る内容を審査し、その事業計画が適当であり、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、申請者に通知するものとする。ただし、申請された全ての事業計画の当初申請額の総額が予算を超える場合は、事業計画書のコンテナ個数の多いものから順に決定します。

- 2 前項の審査を行うにあたり、協議会は申請者に対して、事業内容についての聴き取り調査を実施することができる。

(事業計画の変更)

第8条 前条の規定により決定通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、交付決定後に当該認定に係る事業計画を変更する必要がある場合は、補助金変更交付申請書(第4号様式)を管理者に提出しなければならない。

(補助金額の変更)

第9条 協議会は、前条に規定する事業計画の変更により、補助事業者に通知した補助金額に変更が生じた場合は、交付決定の変更を行い、補助事業者に通知するものとする。

(事業計画の中止)

第10条 補助事業者は、事業を中止する場合には、事業中止届(第5号様式)を協議会に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業開始日から翌年2月28日又は事業を中止する日(以下「事業終了日」という。)までの毎月の実績について、事業計画書(海上モーダルシフトにあつては第2号様式、陸上輸送短縮にあつては第3号様式)に当該月分の実績を記入し、船荷証券など堺泉北港でのコンテナの揚げ積みを行ったことを確認できる書類の写し等を添付して、翌月10日までに協議会に報告しなければならない。

ただし、事業終了日の属する当該月分の実績は、事業終了後直ちに協議会に報告するものとする。

- 2 補助事業者は、事業を中止したとき又は事業の実施を終えたときは、実績報告書（第6号様式）に事業実績を記入し、事業計画書（海上モーダルシフトにあっては第2号様式、陸上輸送短縮事業にあっては第3号様式）を添付して、直ちに協議会に報告しなければならない。

（補助金の額の決定）

第12条 協議会は、前条第2項の実績報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて実施する補助事業者からの聴き取り調査等により、当該事業が事業計画に基づき実施され、かつ補助目的に適合するものであるかを調査したうえで交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書（第7号様式）により、速やかに協議会に対して補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第14条 協議会は、前条に規定する補助金の交付の請求があった日から30日以内に、補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取り消し等）

第15条 協議会は、補助決定者又は既に補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 補助対象内容を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則（平成23年4月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月2日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

第1号様式 (要綱第6条関係)

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 あて

荷主企業（申請者）名及び代表者の氏名
印

平成 年度 国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付申請書
(1 海上モーダルシフト 2 陸上輸送距離短縮)

国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 申請者

社名	
所在地	
担当者	担当部署
	担当者
	担当者連絡先

3 事業計画概要

① 事業開始予定日	
② 事業終了予定日	
③ CO2 排出削減（抑制）量 （年間）と削減率	
④ 補助金の交付申請額	

第2号様式 海上モーダルシフト事業（要綱第6条、第11条関係）

荷主企業(申請者)名 注1、2		事業申請日	平成	年	月	日
輸送貨物の品目		事業開始予定日	平成	年	月	1 日
事業名						
事業の概要						

注1) 荷主企業とは、輸送ルートを選択することによって、主体的にCO2排出量の削減(抑制)に取り組む者であり、貨物の所有権を問うものではありません。
 注2) 企業グループにおいて物流を担う会社については、荷主企業の要件を満たす場合に限り、企業の名称(〇〇物流など)に関わらず、荷主企業とみなします。

堺泉北港 利用状況	事業期間 (月数)	利用実績欄 注5	年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計(A)		
		コンテナ区分/個数	207イット														
			407イット														
		事業計画欄	年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計(B)		
		コンテナ区分/個数	207イット														
			407イット														
上記利用計画に対する事業実績欄 (毎月の実績報告時に使用) 注9	年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	累計(C)				
コンテナ区分/個数	207イット																
	407イット																
コンテナ貨物の陸送距離の変化 単位: km		事業実施前の陸送輸送距離				実施による陸送輸送距離				陸送短縮距離(D)							
		事業実施前の海上輸送距離				実施による海上輸送距離				海上増加距離(E)							

注3) 利用実績は事業実施期間の前年の同月としてください。ただし、事業申請を事業開始日の前年度中に行う場合は、事業開始日の属する年の前年度中の事業期間に対応する月としてください。

CO2排出量削減(抑制)予定量 注4、5	CO_2 排出量原単位 × (Bのコンテナ重量 - Aのコンテナ重量) × 陸送短縮距離(D) ÷ 1,000,000 ÷ 事業期間月数 × 12 - CO2排出量原単位 × (Bのコンテナ重量 - Aのコンテナ重量) × 海上増加距離(E) ÷ 1,000,000 ÷ 事業期間月数 × 12	トン/年	削減率
計画段階での補助予定額	(B - A) × 3,000円		円
CO2排出量削減(抑制)実績量 (事業終了時の実績報告時に使用) 注7	CO_2 排出量原単位 × (Cのコンテナ重量 - Aのコンテナ重量) × 陸送短縮距離(D) ÷ 1,000,000 ÷ 事業期間月数 × 12 - CO2排出量原単位 × (Cのコンテナ重量 - Aのコンテナ重量) × 海上増加距離(E) ÷ 1,000,000 ÷ 事業期間月数 × 12	トン/年	
事業実績に基づく補助交付額 (事業終了時の実績報告時に使用) 注7	(C - A) × 3,000円		円

注4) 「CO2排出量原単位」は、陸送(トラック)は173g-CO2/t/km、海上(内航船)は39g-CO2/t/kmとして下さい。

注5) 「コンテナ重量」は、22tを使用して下さい。

注6) 要綱第11条に基づく実績報告に使用する場合は、「事業実績欄」、「削減(抑制)実績量」及び「実績に基づく補助交付額」の各欄に必要事項を記入してください。

注7) 複数の経路においてモーダルシフトを実施する場合には、経路ごとに様式を作成し、第2号様式(総括表)を添付してください。この場合においては、補助予定額及び補助交付額は第2号様式(総括表)において算定するものとします。

第3号様式 陸上輸送距離短縮事業(要綱第6条、第11条関係)

荷主企業(申請者)名 注1、2、3		事業申請日	平成	年	月	日
事業対象貨物の範囲		事業開始予定日	平成	年	月	1 日
事業名						
事業の概要						
輸送貨物の品目		転換前の利用港 注4				

注1) 荷主企業とは、輸送ルートを選択することによって、主体的にCO2排出量の削減(抑制)に取り組む者であり、貨物の所有権を問うものではありません。

注2) 企業グループにおいて物流を担う会社については、荷主企業の要件を満たす場合に限り、企業の名称(〇〇物流など)に関わらず、荷主企業とみなします。

注3) 事業対象貨物を特定の物流又は生産拠点(事業所等)の貨物とする場合は、荷主企業名に加え事業所等の名称も明記して下さい。

注4) 事業対象貨物が他港からの転換ではなく、堺泉北港の新規利用の場合は、事業所等から堺泉北港の次に近い港を記入して下さい。複数記入可。

堺泉北港 利用 状況	事業期間 (月数)	利用実績欄 注5	年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計(A)
		コンテナ区分/個数	207イト												
			事業計画欄	年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	合計(B)
			コンテナ区分/個数	207イト											
			上記利用計画に対する事業実績欄 (毎月の実績報告時に使用) 注9	年月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	累計(C)
			コンテナ区分/個数	207イト											
コンテナ貨物の陸送距離の変化 注6 単位: km			事業実施前の輸送距離				実施による輸送距離				短縮距離(D)				

注5) 利用実績は事業実施期間の前年の同月としてください。ただし、事業申請を事業開始日の前年度中に行う場合は、事業開始日の属する年の前暦年中の事業期間に対応する月としてください。

注6) 事業実施前に複数の港を利用していた場合の「事業実施前の輸送距離」は、原則として、利用割合の最も多い港を利用したものと想定して記入して下さい。

CO2排出量削減(抑制)予定量 注7、8	CO_2 排出量原単位 × (Bのコンテナ重量 - Aのコンテナ重量) × 短縮距離(D) ÷ 1,000,000 ÷ 事業期間月数 × 12	トン/年	削減率
計画段階での補助予定額	(B - A) × 3,000円		円
CO2排出量削減(抑制)実績量 (事業終了時の実績報告時に使用) 注9	CO_2 排出量原単位 × (Cのコンテナ重量 - Aのコンテナ重量) × 短縮距離(D) ÷ 1,000,000 ÷ 事業期間月数 × 12	トン/年	
事業実績に基づく補助交付額 (事業終了時の実績報告時に使用) 注9	(C - A) × 3,000円		円

注7) 「CO2排出量原単位」は、陸送(トラック)は173g-CO2/t/kmとして下さい。

注8) 「コンテナ重量」は、22tを使用して下さい。

注9) 要綱第11条に基づく実績報告に使用する場合は、「事業実績欄」、「削減(抑制)実績量」及び「実績に基づく補助交付額」の各欄に必要事項を記入して下さい。

第4号様式 (要綱第8条関係)

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 へ

補助事業者の名称及び代表者の氏名
印

補助金変更交付申請書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた下記の事業について、その計画の内容を変更したいので、国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 変更内容 (※ 変更後の事業計画書を添付すること)

3 変更理由

第5号様式 (要綱第 10 条関係)

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 あて

補助事業者の名称及び代表者の氏名
印

事業中止届

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた事業について、下記のとおり事業を中止しますので、国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定により届けます。

記

- 1 事業名
- 2 中止理由

第6号様式 (要綱第 11 条関係)

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 へ

補助事業者の名称及び代表者の氏名
印

実績報告書

(1 海上モーダルシフト 2 陸上輸送距離短縮)

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた下記の事業について、国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、その実績を次のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 報告に係る実施期間
- 3 CO₂排出削減（抑制）量と削減率
- 4 補助金交付見込額

第7号様式 (要綱第 13 条関係)

平成 年 月 日

堺泉北港港湾振興連絡協議会 あて

補助事業者の名称及び代表者の氏名
印

補助金交付請求書

下記の事業について、平成 年 月 日付けで補助金の額の確定通知を受けたので、国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金交付要綱第 13 条の規定により、補助金の交付を請求します。

記

- 1 事業名
- 2 確定した補助金の額
- 3 補助金請求額
- 4 振込先金融機関(補助事業者の法人口座)

金融機関名	
本・支店等名	
普通・当座の別	
口座番号	
口座名義人	

要件確認申立書

堺泉北港港湾振興連絡協議会会長 様

国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金要綱（以下、「要綱」という。）第 6 条の規定に基づき、国際コンテナ貨物拡大助成事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の 1 から 5 までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、下記の 1 から 5 までの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、堺泉北港港湾振興連絡協議会が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、要綱第 15 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

平成 年 月 日

住所（所在地）

（団体名）

氏名（代表者）

印